

飼い犬のふんの放置の禁止

第 11 条 飼い犬の飼養者は、その飼い犬が公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する場所において排せつしたふんを放置してはならない。

（解説）

1. 本条は、良好な生活環境を確保するため、飼い犬の飼養者に、ふんの放置の禁止の義務を規定したものである。
2. 「飼い犬の飼養者」とは、犬を飼っている場合の他、他人の犬を預かっている者も含まれる。
3. 本条に違反した者に対しては、第 12 条の規定により指導又は勧告することができるとしている。また、勧告に従わない場合は第 16 条の規定により命令を、命令に従わない場合は第 18 条の規定によりその事実を公表することができるとしている。
4. 飼い犬のふんの放置に関する規定のある法令としては、「動物の愛護及び管理に関する法律」第 25 条（多数の動物の飼養に起因した騒音、悪臭等により周辺的生活環境が損なわれる事態への改善命令等）、「磐田市飼い犬条例」第 3 条（飼育している場所の清潔保持、汚物の衛生的処理）等がある。また、「動物の愛護及び管理に関する法律」第 25 条（多数の動物の飼養に起因した騒音、悪臭等により周辺的生活環境が損なわれる事態への改善命令等）等による罰則が適用される場合がある。